

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「財務規則」という。）第９章第２節の規定に基づき、秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第１ 秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務または事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第２ 財務規則第２４７条に規定する補助金等交付申請書は、様式第１号によるものとする。

２ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第２号）
- (2) 収支予算書（様式第３号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等交付の条件等）

第３ 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第２４９条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付するものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第２に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更（別表第２に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に覆行すること。
- ２ 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 交付条件等変更承認申請書（様式第４号）
 - (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第５号）

3 第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4 財務規則第250条の規定による補助金等交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告）

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告（様式第9号）により、別に定める日までに提出するものとする。

（実績報告書）

第6 財務規則第255条に規定する実績報告書は様式第10号によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は別表第3又は別表第3-2に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第12号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第8 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。

（手続きの一部省略）

第9 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、

別表第5に定めるとおりとする。

(実施計画の企業化等)

第10 補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない補助事業者は、別表第6に定めるとおりとする。

2 別表第6に定める補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

3 別表第6に定める補助事業において取得した工業所有権の所属は、補助事業者と大学・公設試等との間で締結した共同研究契約に従う。

(収益納付)

第11 知事は、前条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業に基づく成果の企業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した金額の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助事業者は、補助事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13 電源立地地域対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る様式については、国で定める電源立地地域対策交付金交付規則及び石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の様式に準ずるが、提出先は主務大臣から、秋田県知事に読み替えるものとする。

2 その他必要な事項については、細則により別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１０年 ９月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１０年１１月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年 ７月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年１２月２０日から施行する

附 則

この要綱は、平成１２年 ５月 ８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年 ７月 ３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年 ７月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年 ５月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年 １月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年 ８月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年 ６月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年 ７月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年 ７月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年12月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 2月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等の種類等

(別表第1)

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額等	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
坑廃水処理事業補助金(義務者存在)	休廃止鉱山鉱害防止のため坑廃水処理事業に対し補助する。	坑廃水処理補助事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/4以内 (国3/4以内)	坑廃水処理事業者	当該年度の7月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。	事業終了の30日以内又は当該予算年度3月31日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
坑廃水処理事業補助金(義務者不存在)	休廃止鉱山鉱害防止のため坑廃水処理事業に対し補助する。	坑廃水処理補助事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/8以内 (国3/4以内)	市町村	当該年度の7月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。	事業終了の30日以内又は当該予算年度3月31日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
鉱害防止工事事業補助金(義務者不存在)	休廃止鉱山鉱害防止のため鉱害防止工事事業に対し補助する。	鉱害防止工事事業補助事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/8以内 (国3/4以内)	市町村	当該年度の7月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。	事業終了の30日以内又は当該予算年度3月31日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
電源立地地域対策交付金 (旧水力発電施設周辺地域交付金)	発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図りもって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため交付金を交付	水力発電施設周辺地域交付金事業	国から県に交付される交付金の額の範囲内	市町村 (注1)	4月16日～4月30日 9月16日～9月30日	事業終了の30日以内又は当該予算年度3月31日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
電源立地地域対策交付金 (旧電源立地等初期対策交付金)		電源立地等初期対策交付金事業	国から県に交付される交付金の額の範囲内	市町村 (注2)	別に定める	事業終了の30日以内又は当該予算年度3月31日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課

電源立地地域対策 交付金 (旧電源立地促進 対策交付金)	する。	電源立地促進対 策交付金事業	国から県に交付 される交付金の 額の範囲内	市町村 (注2)	4月16日～ 4月30日 9月16日～ 9月30日	事業終了の30日 以内又は当該予算 年度3月31日の いずれか早い日	クリーンエネルギ ー産業振興課
石油貯蔵施設立地 対策等交付金	石油貯蔵施設の設置に伴っ て市町村が行う防災施設等 の整備に対して交付金を交 付する。	石油貯蔵施設立 地対策等交付金	国から県に交付 される交付金の 額の範囲内	市町村 (注3)	別に定める	事業終了の30日 以内又は当該予算 年度3月31日の いずれか早い日	クリーンエネルギ ー産業振興課
廃止石油坑井封鎖 事業補助金 (義務者不存在)	原油湧出による鉱害防止の ため廃止石油坑井封鎖事業 に対し補助する。	廃止石油坑井封 鎖事業	予算の範囲内で 補助対象経費の 1/8 以内 (国3/4 以内) 補助対象期間は 国が認めた期間 と同じものとし る。	市町村	当該年度の7月31 日まで。ただし、知 事が認めた場合は、 この限りではない。	事業終了の30日 以内又は当該予算 年度3月31日の いずれか早い日。 ただし、知事が認 めた場合は、この 限りではない。	クリーンエネルギ ー産業振興課
坑廃水処理施設エ ネルギー使用合理 化事業補助金(義 務者存在)	坑廃水処理施設におけるエ ネルギー使用合理化事業に 要する経費の一部を補助す ることにより、費用負担の適 正化を図り、もって長期にわ たる安定的かつ効率的な坑 廃水処理事業の実施を図る。	坑廃水処理補助 事業	予算の範囲内で 補助対象経費の 1/4 以内 (国3/4 以内)	坑廃水処理 事業者	当該年度の7月31 日まで。ただし、緊 急を要する場合はこ の限りではない。	事業終了の30日 以内又は当該予算 年度3月31日の いずれか早い日	クリーンエネルギ ー産業振興課

坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金(義務者不存在)	坑廃水処理施設におけるエネルギー使用合理化事業に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって長期にわたる安定的かつ効率的な坑廃水処理事業の実施を図る。	坑廃水処理補助事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/8 以内 (国 3/4 以内)	市町村	当該年度の 7 月 31 日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。	事業終了の 30 日以内又は当該予算年度 3 月 31 日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
風力発電等関連産業参入支援事業補助金	風力発電等に関連する産業に参入するための人材育成や参入体制の構築に要する経費の一部を補助することにより、県内企業の当該関連産業への参入を図る。	人材育成支援事業 参入体制構築支援事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/2 以内	民間事業者	別に定める	事業終了の 30 日以内又は当該予算年度 3 月 31 日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金	自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減とカーボンニュートラル対応を促進し、競争力の強化を図ることを目的とする。	産業用再エネ電力活用モデル事業	予算の範囲内で下記のとおり 発電設備 10 万円/kW 蓄電池 10 万円/kWh 熱供給設備 6 万円/1,000kcal/h	民間事業者	申込終了	—	クリーンエネルギー産業振興課
秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金	「能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「由利本荘市沖」における洋上風力発電事業について、当該事業の実施予定者が撤退を表明したことを	洋上風力発電関連先行投資者支援事業	予算の範囲内で補助対象経費の1/2 以内	民間事業者	別に定める	事業終了の 30 日以内又は当該予算年度 3 月 31 日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課

	受け、先行して設備投資を実施した県内企業を支援することにより、挑戦意欲を維持し、継続的に洋上風力発電関連事業への参入を促進する。						
再エネ導入促進事業費補助金（物価高騰対策臨時交付金事業）	自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減を促進し、競争力の強化を図ることを目的とする。	再エネ導入促進事業	予算の範囲内で 下記のとおり 発電設備 10 万円／kW 蓄電池 10 万円／kWh 熱供給設備 6 万円／1,000kcal/h	民間事業者	別に定める	事業終了の 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課
風力発電先進的点検技術研究開発支援補助金	県内大学が行う風力発電設備に係る先進的点検技術の研究開発を支援し、当該研究に係る知見の展開により県内企業の技術力の向上を促進することで、点検精度の高度化及び関連産業の振興を図る。	風力発電先進的 点検技術研究開発事業	予算の範囲内で 補助対象経費の 1/2 以内	県内大学	別に定める	事業終了の 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日	クリーンエネルギー産業振興課

（注 1）平成 16 年文部科学省、経済産業省告示第 2 号に定める交付規則第 2 条に規定される「水力発電施設周辺市町村」。

（注 2）平成 16 年文部科学省、経済産業省告示第 2 号に定める交付規則第 2 条に規定される「発電用施設等所在等市町村」。

（注 3）昭和 53 年通商産業省告示第 434 号に定める「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」第 4 条第 2 項に適合する市町村。

軽 微 な 変 更

補助金等の名称	経費の配分の変更 下記に掲げる変更以外の変更	事業の内容の変更 下記に掲げる変更以外の変更
坑廃水処理事業補助金（義務者存在）	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
坑廃水処理事業補助金（義務者不存在）	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
鉱害防止工事事業補助金（義務者不存在）	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
電源立地地域対策交付金	費目の欄に掲げる経費相互間の15%を越える増減	個別協議
石油貯蔵施設立地対策等交付金	費目の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	個別協議
坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者存在）	経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年4月2日）」別表3に準ずる	経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年4月2日）」別表3に準ずる
坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者不存在）	経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年4月2日）」別表3に準ずる	経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年4月2日）」別表3に準ずる

廃止石油坑井封鎖事業補助金（義務者不存在）	経済産業省「廃止石油坑井封鎖事業費補助金交付要綱（平成15年10月14日）」別表2に準ずる	経済産業省「廃止石油坑井封鎖事業費補助金交付要綱（平成15年10月14日）」別表2に準ずる
風力発電等関連産業参入支援事業補助金	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金	—	事業量の20%を越える増減
再エネ導入促進事業費補助金（物価高騰対策臨時交付金事業）	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減
風力発電先進的点検技術研究開発支援補助金	経費の欄に掲げる経費相互間の20%を越える増減	事業量の20%を越える増減

別表第3 概算払する補助金

概算払する補助金等

補助金等の名称	補助金等の種類	補助事業者	概算払いする率又は額	交付時期
坑廃水処理事業補助金（義務者存在）	坑 廃 水 処 理 補 助 事 業	（公財）資源環境センター	当該事業の既済部分が十分の五以上のものについて、当該既済部分に相当する補助金の額の十分の九を限度とする	請 求 書 受 領 後 3 0 日 以 内
坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者存在）	坑 廃 水 処 理 補 助 事 業	（公財）資源環境センター	当該事業の既済部分が十分の五以上のものについて、当該既済部分に相当する補助金の額の十分の九を限度とする	請 求 書 受 領 後 3 0 日 以 内

別表第 3－2 前金払する補助金

前金払する補助金等

補助金等の名称	補助金等の種類	補助事業者	前金払いする率又は額	交付時期

処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	名 称	制限期間
風力発電等関連産業参入支援事業補助金	機械、装置、工具、器具、備品及びソフトウェア	※取得価格が50万円以上のもの	補助金が交付された会計年度終了後5年 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が5年を超えるものについては、10年を限度に耐用年数を超えていない年数)
風力発電先進的点検技術研究開発支援補助金	機械、装置、工具、器具、備品及びソフトウェア	※取得価格が50万円以上のもの	補助金が交付された会計年度終了後5年 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が5年を超えるものについては、10年を限度に耐用年数を超えていない年数)

手続きの一部を省略できる補助金

補助金等の名称	手続きの省略できる書類
坑廃水処理事業補助金 (義務者不存在)	補助事業遂行状況報告書
鉱害防止工事事業補助金 (義務者不存在)	補助事業遂行状況報告書
坑廃水処理施設エネルギー 使用合理化事業補助金 (義務者不存在)	補助事業遂行状況報告書
風力発電等関連産業参入支援事業 補助金	補助事業遂行状況報告書
産業用再エネ電力活用モデル 事業費補助金	補助事業遂行状況報告書
秋田県洋上風力発電関連 先行投資者支援補助金	補助事業遂行状況報告書
再エネ導入促進事業費補助金 (物価高騰対策臨時交付金事業)	補助事業遂行状況報告書
風力発電先進的点検技術研究開発 支援補助金	補助事業遂行状況報告書

別表第6 企業化に努めなければならない補助金

企業化に努めなければならない補助金

補助金等の名称	補助事業者